

第 76 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 26 年 6 月 16 日（月）14：00 ~ 15：15

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村委員長、中島委員長代理、川崎委員、黒澤委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省大臣官房審議官（統計局担当）、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

西村内閣府副大臣、松本総務大臣政務官

前川内閣府大臣官房総括審議官、杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 統計法の施行状況について
- (2) 諮問第 65 号の答申「商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について」
- (3) 諮問第 68 号「国勢調査の変更について」
- (4) 統計委員会専門委員の発令等について
- (5) 部会の審議状況について
- (6) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第76回統計委員会を開催いたします。

本日は、北村委員、中山委員が御欠席であります。

本日は、内閣府から西村副大臣、総務省から松本大臣政務官にも御出席いただいております。

初めに、内閣府の西村副大臣から一言御挨拶いただきたいと思います。

○**西村内閣府副大臣** 皆さんこんにちは。

お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

遅参いたしまして、大変恐縮に存じます。

内閣府で、経済政策一般、そしてこの統計委員会も担当しております西村でございます。

一言御挨拶申し上げたいと思います。

もう既に統計委員会、様々な統計に関する公的統計の整備について、御審議いただいて、日頃から活発な調査、御審議、本当に心から感謝申し上げる次第でございます。

特に、現政権、アベノミクスということで、経済再生そして財政再建ということで、日本の経済社会ががらっと変わろうとしている、それを後押ししておりますけれども、その根っこには統計の整備、正確な統計というものは欠かせないわけでございまして、国会でもしばしば議論になります。

GDPデータの変更が大きいのではないかとか、そういったこと。あるいはこの統計委員会の役割、私も何度か答弁に立っております。

ぜひ、ますますこの統計委員会の役割は重要になってくると思いますので、引き続きの御審議を心からお願いしたいと思います。

また、先般、3月には、第Ⅱ期の基本計画が閣議決定されまして、これから更に専門的、客観的な見地から評価、検証を行っていただくという重要な役割を担っていただくことになります。その計画の最後のところにも書いてありますけれども、諮問されていない基幹統計の内容、こうしたものについても、計画的に確認をしていくと、その内容を確認していくということも盛り込んでおりますので、今日この後、商業動態統計調査の答申も頂くわけですけれども、説明を聞きましたら、いわゆる大型店とかホームセンターとか、まだ商業統計に入っていない、店舗ごとに入っているのですけれども、全体としては入っていないということのようありますので、本来、もっと早くからこうした整備を我々政府としてはすべきであったことだと思いますので、こうした点についても、今後、この統計委員会の場でより広い見地から御審議いただきまして、我々政府に対しても、是非いろいろ形で御提案、御提言いただければと思います。

ぜひ、これからも精力的な引き続きの御審議をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

よろしくお願ひいたします。

○**西村委員長** ありがとうございました。

非常に力強い御支持を頂きまして、これからも我々としても身を引き締めて、審議していきたいと思っております。

続いて、総務省の松本大臣政務官から、よろしくお願ひ申し上げます。

○松本総務大臣政務官 御紹介いただきました松本文明でございます。

委員の先生方には、大変御多用の中、時間を割いていただきて、こうして専門的な知見をお寄せいただきて御審議いただきておりますことに、まず、心から厚く御礼を申し上げる次第です。

本日、提出いたします統計法施行状況報告、これは総務大臣が取りまとめたものです。そして、これは平成21年度の新統計法施行後、今回が5回目という1つの節目を迎えて行う報告です。是非、御審議いただいた上で、各府省に対しまして、国民目線といいましょうか、 국민に分かりやすく、わさびのしっかり効いた御指導、御意見を頂ければ、大変ありがたいと思っております。

また、統計委員会から頂いた答申を踏まえ、第Ⅱ期基本計画が3月25日に閣議決定されたところであり、この4月から新たな取組を開始したところです。

総務省では、第Ⅱ期基本計画の下、オンライン調査の推進、統計におけるオープンデータの高度化、ICT技術を活用した先進的な取組を重ねることによって、公的統計の新たな時代をつくりだしていきたいと強く思っております。

統計が行政分野において、大きく寄与してきたことは、疑いのない事実ですが、行政分野にとどまらず、国民の経済活動あるいは暮らしの中で、統計がしっかりといかされる時代を開きたいと本気で考えておりますので、どうぞ御指摘、御指導いただきますようにお願い申し上げる次第です。

特に、本日諮問の国勢調査におきましても、我が国では初めて全国津々浦々、全世帯を対象にしたオンライン調査を実施します。オンラインによる回答数は1,000万世帯を超える世界最大級の規模となります。さらに、スマートフォンでの回答も可能とするなど、我が国のICTの水準を世界に示す好機、ビッグチャレンジ、こう受けとめて、位置付けて、気合を入れているところです。

今後も、委員の先生方の御審議を踏まえて、公的統計の整備、発展、新しい時代を開きたいという思いで、努力を重ねてまいりますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございました。

特に、ICTの利用について、非常に力強い御発言を頂きまして、私どもとしても、力が更に湧いてくる思いであります。

それでは、5月の人事異動に伴い、新たにオブザーバーとして御出席いただく方がいらっしゃいます。

一言御挨拶いただければと思います。

総務省の井波大臣官房審議官（統計局担当）、お願ひ申し上げます。

○井波審議官 5月30日付けで統計局担当の審議官を拝命いたしました井波と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

主として、統計関連の情報戦略を担当いたします。

先生方初め、皆様方にはいろいろお世話になるかと思いますけれども、どうかよろしく御指導をお願いいたします。

○西村委員長 なお、事務局にも人事異動がありましたので、御紹介いたします。

伊藤統計委員会担当室長です。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 伊藤と申します。

よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容とあわせて確認いたします。

まず、議事の（1）ですが、本日は、総務大臣から平成25年度統計法施行状況報告を受けることとしております。資料1がその報告書の写しです。なお、統計法の施行状況についての審議は、基本計画部会に付託されることとなりますので、具体的な審議、質疑応答については、本日の統計委員会終了後に開催される基本計画部会で行う予定です。

そのほか、本日は答申と諮問を1つずつ予定しております。資料2で「商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について」の答申案を御報告いただくとともに、資料3で「国勢調査の変更について」の諮問がなされます。資料4は、諮問に伴って任命される統計委員会専門委員の名簿、資料5は、それらの専門委員の部会への配属を示すものです。最後に、資料6及び資料7で、5月12日に諮問されました学校基本調査及び港湾調査の審議状況について御報告いただく予定です。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 それでは、議事に入りたいと思います。

「統計法の施行状況について」ですが、松本総務大臣政務官から、平成25年度統計法施行状況報告書の御提出をお願いいたします。

（松本総務省大臣政務官から西村委員長に報告書の手交・カメラ撮影）

○松本総務大臣政務官 どうぞよろしくお願い申し上げます。

○西村委員長 ありがとうございました。

○松本総務大臣政務官 総務大臣にこの写真を渡して説明をしておきます。

○西村委員長 ありがとうございました。

統計法施行状況報告書については、参考6にありますとおり「法律の施行の状況に関する事項」の審議であり、基本計画部会の所掌となっておりますので、本件については基本計画部会に付託することいたします。同部会は、後ほど開催される予定であり、本件について御議論いただくことになります。

それでは、次の議事に移ります。

サービス統計・企業統計部会において審議されています諮問第65号の答申「商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更」につきまして、サービス統計・企業統計部会の廣松部会長から御説明お願いいたします。

○廣松委員 濟問第65号「商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について」につきましては、本年3月24日に開催されました統計委員会において、総務大臣から諮問され、サービス統計・企業統計部会に審議が付託されたものです。

それを受けまして、4月に2回、5月に2回、計4回の審議を行い、今回、答申案を取りまとめるに至りましたので、報告いたします。

資料としましては、お手元の資料2が答申案、その資料2のうちの11ページから20ページまでが参考資料1として第45回及び第46回の部会の結果概要、それから、資料2の参考資料2、これは21ページ以降でございますが、本年3月の諮問の際に提出されました資料、それから、部会審議で用いた資料を席上配付資料という形で添付をしております。

それでは、答申案について報告いたします。

資料2の1ページを御覧ください。

まず、答申案の構成についてです。

今回の諮問案件が、調査計画の変更と指定の変更、名称の変更の2つありますので、答申案においては、1ページからの「I 本調査計画の変更」と9ページの「II 商業動態統計調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）」の2つから構成されております。

最初に「I 本調査計画の変更」についてです。

まず、「1 承認の適否」ですが、経済産業省から申請のありました商業動態統計調査の変更について、部会としては承認しても差し支えないと判断いたしました。

次に「2 理由等」ですが、1ページに「（1）調査対象の範囲」、2ページに「（2）報告を求める者」、3ページに「（3）報告を求める事項」、そして5ページに「（4）集計事項」の4項目を設けて、適宜内容や適否の判断、その判断理由を記載しております。

時間も限られておりますので、本答申案のうち、部会において議論になったものを中心報告いたします。

まず、答申案の1ページ「（1）調査対象の範囲」についてです。

変更計画では、企業を対象とする丁調査の対象業種に、従前のコンビニエンスストアに加えて、新たに家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターを追加することとしております。

これにつきましては、我が国の景気判断や消費動向を多角的に把握・分析する上で、有用な情報が得られること等から適当であると判断いたしました。

次に、答申案の3ページ「（3）報告を求める事項」の「ア 変更事項1」についてです。

変更計画では、コンビニエンスストアを対象とする丁調査において、商品販売額等に関し、全店分の把握を地方経済産業局別単位から都道府県別単位に変更する一方で、従前か

ら把握している既存店分に係る項目を削ることとしております。

これについては、4ページの上の6行目「また、後者については、」という段落のところで記述しておりますので、そこを御覧いただきたいと思いますが、こちらに記載しております①から③までの3点の理由から、部会としてやむを得ないものと判断いたしました。

なお、この関係で、部会での審議の際に使用しました資料を席上配付資料としてお配りしておりますので、御覧ください。

この席上配付資料の1ページが業界団体の作成する統計データの結果、2ページが両調査の結果を比較した図になっております。この資料は、2014年2月度のものです。

このうち、2ページ目の図を御覧いただきますと、両調査のデータの相関係数が0.99以上という高い相関にあることを示しております。

一番上のグラフが売上高の推移ですが、そこにあります経済産業省のデータに基づく商品販売額とJFAというのは、日本フランチャイズチェーン協会のデータですが、そこに少しあい離があるのは、これは対象企業数の違いによるものです。

ただ、それを対前年同月比、下2つで比較をしますと、ほぼ一致しているという判断をいたしました。

本来、こういう統計データ、特に時系列データの比較に関しては、単純な相関係数だけではなくて、その動き、変動にも注目すべきですが、この3つの図を御覧いただいて、売上高に関して少し幅が出ますが、ほぼ同じ動きをしている。対前年同月比では、ほぼ同じ形で推移しているということで、この部分、既存店分に係る項目を削ることに関しては、やむを得ないものと判断をした次第です。

その上で、部会としては、今回、都道府県別のデータを把握する方がベネフィットが高く、既存店のデータの継続的な把握はコストがかかるといったコスト・ベネフィットの面や、今、申し上げました時系列データで見た場合の相関係数であるとか、変動の動きに関して、本調査の調査項目を削っても影響は小さいといった面など、総合的に検討した上で、最終的に変更計画案はやむを得ないものと判断した次第です。

しかしながら、部会としましては、やむを得ないものと判断するに当たって、経済産業省に対して、3つの条件を付しております。

答申案の4ページの中ほどの「ただし、」以下のパラグラフがその部分です。

1つ目は、今回の見直しによって、統計ユーザーの混乱を招くことがないよう、今回の整理結果について、ユーザー側への周知徹底を図ることです。2つ目は本調査の結果公表において、ユーザーの利便性を確保するための措置を講じることです。

なお、これらに関しましては、資料2の参考資料1、第45回部会結果概要、通しページでは12ページから13ページですが、そこに経済産業省では、民間団体のデータについて、経済産業省のホームページで周知するほか、当該ホームページに民間団体のデータにアクセスできるようリンクを張るなど、ユーザーが混乱したり、戸惑ったりしないよう、様々な方策について検討することとしております。

それから、3つ目は、将来において、業界団体におけるデータの把握状況が変更されるような事情が生じた場合に、経済産業省において、適切な対応策を速やかに講ずることができるように、業界団体との意思疎通を今後とも引き続き継続することです。

部会としましては、この3つ目の点につきましては特に重要なことであると考えましたので、本答申案の今後の課題として盛り込んでおります。

次に、4ページの「(3) 報告を求める事項」のうち「イ 変更事項2」についてです。

変更計画では、本調査の丙調査において、期末商品手持額を把握する商品名を従来の4品目から10品目に詳細化することとしております。

これについては、第Ⅱ期基本計画の国民経済計算の整備において「一次統計等との連携強化」の一環として指摘されることに対応するものであることから、適当であると判断いたしました。

次に、6ページの「3 統計審議会答申における今後の課題への対応状況等について」です。

前回答申、これは平成11年1月22日付けのものですが、その答申において、今後の課題として5点の事項が指摘されております。そこではそれぞれの対応状況等について、記載しておりますが、まず、経済産業省が今回の変更計画において対応している3点について説明いたします。

1点目が答申案6ページの「(1) 『事業所調査と企業調査の有機的な連携の在り方や役割分担等』について」です。

2点目が、答申案7ページにあります「(2) の『事業所調査及び企業調査の標本設計の見直しによる報告者負担の軽減』について」です。

3点目が、答申案の7ページの下にあります「(4) 『事業所調査と企業調査の一体的な集計・公表』について」です。

これらはいずれも前回の変更計画において、コンビニエンスストアを対象とする企業調査が新たに追加され、本調査が従前からの事業所調査と企業調査から構成することになったことを受けて、両調査の関係についての議論がなされた中で、課題として付されたものです。

それに対して、今回の変更計画では、事業所調査と企業調査の間での調査対象の重複を排除するとともに、両調査の集計結果の一体化を図るといった指摘を踏まえた対応を行うこととしているため、課題への対応としては適当であると判断いたしました。

なお、具体的な内容につきましては、答申案の3ページの「(2) 報告を求める者」の「ウ 変更事項3」及び少し飛んで恐縮ですが、答申案の5ページの「(4) 集計事項」の「ウ 変更事項3」に記載しておりますので、御覧いただければと思います。

次に、今後の課題として指摘されました点のうち、経済産業省として対応は困難としている2点についてです。

1点目は、答申案7ページの「(3) 『コンビニエンスストアにおける金融関連サービ

スの把握』について」です。

経済産業省では、これまで検討を進めてきましたが、ATMとか公共料金の収納代行等について、企業によって取扱いが異なる。具体的には分社化しているようなケースもあります。

あるいは1社で把握しているような場合もあるということで、把握が困難であることなどの理由から、対応が困難であるとしております。

これについては、金融関連サービスとサービス売上高は分けて把握すべきといった指摘もありましたので、今回、妥当と判断いたしました。

2ページ目は、答申案8ページの「(5)『情報通信技術の積極的導入等による一層の公表の早期化に努めること』について」です。

これにつきましても、経済産業省では検討を進めてきましたが、今回の見直しにより、従前の調査対象に加えて、新たに丁調査において、家電大型専門店等の3業種を対象とするため、調査票の回収、督促、集計等関連する業務が増加する中で、引き続き従前どおりの公表スケジュールで対応することとしていること、また、公表の早期化の観点から、調査対象企業・事業所に対する督促期間の短縮化が考えられますが、動態調査の結果精度の確保を図るためには、現行の督促期間の確保が必要であること、これらの理由から引き続き現行のスケジュールで対応したいとしております。

これにつきましては、調査結果の正確性等を確保するため、妥当と判断いたしました。

なお、そういった中でも、第Ⅱ期基本計画の趣旨を踏まえ、更なるオンラインによる回収率の向上に向け、取組が必要であるということを記載しております。

次に、答申案の8ページの「4 今後の課題」です。

今回の答申に基づく今後の課題です。

先ほど説明いたしましたとおり、コンビニエンスストアを対象とする丁調査において、既存店分に係る項目を削ることに関連し、経済産業省に求めている3つの条件のうち、特に将来において業界団体におけるデータの把握状況が変更されるような事情が生じた場合には、経済産業省において、適切な対応策を速やかに講じができるよう、業界団体との意思疎通を今後とも引き続き継続することについては、部会として特に重要な事項であると考え、今後の課題として記載しております。

以上が「I 本調査計画の変更」に係る部分です。

次に、答申案の9ページ「II 商業動態統計調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）」です。

これにつきましては、基幹統計の名称を商業動態統計調査から商業動態統計に変更することについて、部会として適当であると判断し、この案で名称の変更を行って差し支えないとしております。

答申案の説明は以上ですが、第4回目の部会審議におきまして、出席した委員から、統計委員会での報告の際、私から一言コメントするよう依頼がありましたので、その内容について説明します。

2点あります。

まず、1点目は公表の早期化についてです。

この商業動態統計調査は、現在、甲調査及び乙調査は、調査月の翌月の10日まで、丙調査及び丁調査は、調査月の翌月の15日までに調査票を提出していただき、速報値は調査月の翌月末、具体的に4月分の調査の場合は5月末、また確報値は調査月の翌々月の中旬、4月調査の場合は6月中旬にそれぞれ公表しております。

一方、民間団体の統計には、商業動態統計調査の速報値よりも、1週間程度早く公表されているものがありますので、速報性の観点からは、ユーザーにとっては、同結果を利用いただくことも考えられるのではないかと思います。

一方、商業動態統計調査は、調査票の提出日から最短で半月程度で速報値の公表を行っていることを踏まえ、更なる公表の早期化を検討する際には、地域統計の充実等を通じた、より網羅的な統計の把握や、正確な統計の作成、提供に万全を期すことが求められることについて、留意する必要があるのではないかと考えます。

2点目は、公的統計における民間統計の活用についてです。

今回、商業動態統計調査の変更計画のうち、コンビニエンスストアの既存店分に係るデータを削ることについては、これまで商業動態統計調査では把握していなかった都道府県別単位の売上高を新たに把握することにより、行政ニーズにこたえるとともに、報告者負担との関係から、新たに把握する項目との見合いで、信頼性が高いと考えられる民間統計に任せることと判断したもので、我が国全体で見た場合に提供される情報量は増加すると判断しております。

一般的にこれまで公的統計における民間統計の活用については、結果精度やデータの継続的な把握等の面から、必ずしも十分に活用されてきませんでした。今回は、これまでの経緯等を踏まえつつも、調査実施者側のリソースとの兼ね合いや、信頼に足る民間統計が存在し、かつ継続的に作成、公表されることが確認されることといった条件の下で、ある意味で例外的なケースとして、民間統計による代替が可能と判断したものです。

今後、このようなケースがどれだけ生じるかわかりませんが、今回のケースが他の部会の皆様にも参考になるのではないかと考え、コメントした次第です。

少し長くなりましたが、私の報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問等はありますか。

私から1点、特に、今、指摘がありました既存店に関する統計というのは、特に景気の判断のときに非常に重要なもので、これを、今回、民間統計に移すという形にしたわけですが、その判断は納得できるものだと思いますが、基本はユーザーが誤解しないように、しっかりした発信が必要になりますが、それについて経済産業省としては、どのような対応をとられているか、御説明いただきたいと思います。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 経済産業省から、今

の御質問の部分について、回答いたします。

まず、業界団体と商業動態統計調査のカバレッジの件ですけれども、現状としては、カバレッジの違い等は現行、両方の業界並びに経済産業省で、両方とも全店ベースでの販売額並びに傘下の事業所数を公表している関係から、企業数全体を公表しなくても、全体のカバレッジは現状では比較が可能ということと、今後の当方側からのユーザー側への事前情報提供ですけれども、現状の見直し案につきましては、平成27年7月、来年の7月から現在の見直しを反映する形での調査・公表にしたいと考えております。

その場合ですと、7月分公表からコンビニエンスストアの既存店販売額の前年同月比自体の公表を取りやめる形になります。この取りやめに当たりまして、事前にその情報を当方のホームページに掲載するとともに、既存店ベースでの伸び率自体は、カバレッジが違うものの日本フランチャイズチェーン協会が公表しており、その照会を、実際の当方のコンビニエンスストア関係の全国ベースでの販売額なり、前年同月比の数値を公表している箇所に、当該協会のホームページへのリンクを張るなど、ユーザー側にとって、混乱が生じないような形で事前に十分周知するような形を考えております。並びに、今回、席上配付しております当方の部分と協会との比較のグラフ等も合わせて、販売額の水準比較なり、既存店又は全店ベースでの前年比較表並びに相関係数なりカバレッジなど、分析結果を委員長の御指摘のようなカバレッジを含めた比較表などについて事前に情報を提供する予定としております。

以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

的確な対応をとっていただきて、ありがとうございます。

それでは、ほかに何か御意見、御質問等はありませんか。

○松本総務大臣政務官 委員長、良いですか。

○西村委員長 どうぞ。

○松本総務大臣政務官 これだけ立派な答申を頂くのですけれども、この答申そのものは、どこのホームページに載るのでしょうか。

国民がこの答申をじかにこのまま目にする機会というのは。

○清水参事官 内閣府統計委員会のホームページに掲載されます。

○松本総務大臣政務官 いつアップされますか。

○清水参事官 今週中にはアップする予定です。

○松本総務大臣政務官 よろしくお願ひします。

○西村委員長 今の点、非常に重要ですので、我々としてもできるだけ早い形で国民にいろいろな情報がすぐさま届くようにいたしたいと思います。

ただ、過去にはいくつかの統計で、時々間違って公表してしまった場合もありますので、漏れがないように少し時間をかけてきちんとしてから公表するという形にいたしたいと思っております。

○廣松委員 部会長として、特に既存店分の削除に関しては、大変頭を痛めたところですが、ただ同時に、今回は、今までの経済産業局単位別を都道府県単位別に細分化して、その意味で、より細かい地域分析が可能になったというそのプラスの面も、やはり是非強調しておきたいと思います。

○西村委員長 その点も非常に重要なので、我々のいわばセールスポイントでもありますので、それはしっかりとといきたいと思います。

特にないようでしたら、それでは、答申案についてお諮りいたします。

「商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更」についての本委員会の答申は、資料2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西村委員長 それでは、資料2によって総務大臣に対して答申いたします。

ありがとうございました。

また、サービス統計・企業統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

どうぞ。

○松本総務大臣政務官 余計なことばかり言うのですが、せっかく委員の方々がまとめていただきて、ホームページにこれがぽんと載るだけでは、少しインパクトというか、文章も堅いし、国民としては少々読みづらいかなというところもあるので、憲法の前文ではないのですけれども、どういう思いでこういう答申を掲げたかということについて文章をつくっていただきて、親しみやすいアップにつなげていただけると大変ありがたいのですが、委員長、御検討いただけますか。

○西村委員長 持ち帰って、事務局と相談して検討させていただきたいと思います。

○松本総務大臣政務官 よろしくお願ひします。

○西村委員長 私もそれに対しては、非常に重要な点だと思いますので、ここで即答することはできませんけれども、できるだけ御意見に沿った形で検討いたしたいと思います。

○松本総務大臣政務官 よろしくお願ひします。

○西村委員長 それでは、次の議事に移りたいと思います。

諮問第68号「国勢調査の変更」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官付調査官 総務省政策統括官室です。

それでは、お手元の資料に基づきまして、国勢調査の変更に係る諮問の概要といたしまして、調査の概要、諮問事項及び審議の留意事項につきまして、簡潔に説明いたします。

初めに、調査の概要について、簡単に説明いたします。

お手元の資料3というものクリップを外していただきますと、最後に資料3の参考という資料があろうかと思います。

こちらの5ページ目をお開きいただきますと「国勢調査の概要」という資料がついております。

こちらを御覧いただければと思います。

まず、国勢調査ですが、これは総務省が実施しております基幹統計調査として、その目的は、一番上の「調査の目的」に記載しておりますとおり、国内の人・世帯の実態を把握するとともに、各種行政施策その他の基礎資料を得るということあります。

調査はその下に具体に記載しておりますけれども、5年ごとに実施しておりまして、毎回10月1日現在において、我が国に常住する全ての人を対象といたしまして、世帯及び世帯員に関する事項を調査しております。

調査方法といたしましては、前回の平成22年調査の場合、調査票の配布は調査員により、また回収は調査員、郵送及びオンライン、これらのいずれかの方法により調査を実施しております。

なお、調査員が回収する場合、前回の調査の場合は、報告者が調査票を封筒に入れ、密封した形で調査員に提出する、いわゆる全封入方式と呼ばれている方式ですが、こちらをとっています。

それから、調査結果につきましては、一番下の「利活用状況」というところに記載しておりますように、法定事項としての利用あるいは各種標本調査の抽出フレームとしての利用等々、幅広く利活用されているところです。

次に、今回の諮問事項についてですけれども、調査計画の内容の変更を承認することです。

次の6ページを御覧願います。

上段の枠書きには「近年の重要課題」ということで、今回の変更の背景につきまして、また下段の枠書きには、平成27年調査のポイントということで、上段の枠書きに対応し、今回、主にどのような変更を予定しているのかということにつきまして、整理しているところです。

まず、1つ目の変更といたしまして、上段の枠書きの「ア」に記載しておりますとおり、近年の情報通信技術の進展ということを踏まえまして、オンライン等を活用した調査の効率性かつ円滑な実施が求められているところです。

このことへの対応といたしまして、下段の枠書きの「ア 調査方法の変更」の1つ目のポツに記載しておりますオンライン調査の全国展開あるいはスマートフォンにも対応したオンライン調査システムの構築。また、2つ目のポツに記載しています調査票の配布に先行して、オンラインによる回答期間を設定する方式、いわゆるオンライン先行方式の実施等が計画されているところであります。

ちなみに、このオンライン先行方式について、簡単に説明いたします。

資料の7ページの「平成27年国勢調査 実査フロー」を御覧願います。

前回、平成22年調査におきましては、東京都のみオンライン調査を導入いたしましたが、

その際には、調査員がオンライン回答のための利用案内、オンラインを利用するためのIDとかそういったものが記載されているものですけれども、そういった利用案内と紙の調査票を同時に調査対象世帯に配布して、オンラインによる回答と紙の調査票による回答も同一の期間という形で実施しておりました。

これはいわゆる並行方式と言われておりますが、こういった形で実施していたところです。

これに対しまして、平成27年調査は7ページの資料に記載のとおり、このちょうど真ん中より上の「オンライン先行方式」という太字の太い枠書きの中ですけれども、まず、調査員が①といたしまして、調査対象世帯にオンライン回答のための利用案内ののみを配布いたします。この時点では、まだ紙の調査票は配布いたしません。利用案内に基づきまして、②といたしまして、調査対象世帯がオンラインにより回答する。その回答状況といったものを③の提出状況管理システムを通じまして、市区町村が確認いたしまして、④ということで調査員に連絡いたします。

この連絡を踏まえまして、調査員が⑤ということで、オンラインによる回答が行われなかつた世帯にのみ紙の調査票を配布するという方式をとることとしております。

このように、紙の調査票の配布に先行して、オンラインによる回答期間を設定する方式をオンライン先行方式と言っておりまして、こういった方式は過去の試験調査におきまして、並行方式に比べて、オンライン回収率が3倍から4倍高いといった結果が出ているところです。

また、次に資料の6ページにお戻りいただければと思います。

2つ目の変更ですが、上段の枠書きの「イ」に記載している「オートロックマンションや高齢者世帯の増加等を踏まえた調査環境の変化への対応」ということで、これの関係で、下段の枠書きの「ア」の「調査方法の変更」の3つ目のポツに記載しております集合住宅等における調査員業務を管理会社等へ委託できる仕組みの構築あるいは4つ目のポツに記載しております調査票の調査員への提出方法の任意封入方式での実施が計画されているところです。

この任意封入方式とは、報告者が調査員へ紙の調査票を提出するに当たりまして、調査票を封筒に封入するか否かということを報告者の判断に委ねるという方式です。

先ほど触れましたとおり、従前は報告者が調査票を封筒に入れて、密封した形で調査員に提出するという全封入方式をとっておりましたが、この方式ですと、調査員が高齢者等に対して、十分な記入支援等ができないということで、今回、任意封入方式に改めるということを予定しているところです。

続きまして、3つ目の変更です。

上段の枠書きの「ウ」というところですが、今回の国勢調査は、東日本大震災発生後の初めての国勢調査ということで、震災の影響把握の観点から、人口移動の状況に関する実態把握が求められているところです。

のことへの対応といたしまして、下段の枠書きの「イ 調査事項の変更」の1つ目のポツに記載しております「現在の場所に住んでいる期間」及び「5年前に住んでいた場所」といった調査事項の追加が計画されているところです。

それから、次に4つ目の変更は、上段の枠書きの「エ」の統計ニーズの増加への対応という部分であります。この関係では、下段の枠書きの「ウ」の「調査結果の公表時期の短縮等」に記載しておりますとおり、調査実施から結果公表までの期間について、前回は3年と1月かかっておりましたが、これを2年3カ月に短縮する、あるいは集計体系の見直しといったことが計画されているところです。

続きまして、審議の留意事項についてです。

資料3の参考の8ページ、最後のところですが、こちらを御覧願います。

今回、御審議をお願いしたい事項といたしましては、今、説明いたしました調査方法や調査事項等の変更の適否といったもの他に、前回の平成22年調査に係る統計委員会答申で付された課題や、公的統計の整備に係る基本的な計画において指摘された事項、こうした課題、指摘事項への対応状況の適否についても御審議いただきたいと考えているところです。

このうち、前回の平成22年調査に係る統計委員会答申で付された課題というのは、8ページの上段の枠書きに記載されているところですが、調査事項、調査方法等についての更なる改善あるいは調査票様式の「4名連記式」から「3名連記式」への変更の可否ということに関する検討です。

ちなみに、この連記式というのは、1つの調査票で4人の世帯員に係る調査が可能な様式を「4名連記式」、3人の世帯員に係る調査が可能な様式を「3名連記式」と言っております。

また、去る3月に新たな公的統計の整備に係る基本的な計画である第Ⅱ期基本計画が閣議決定されたところですが、その中でも、国勢調査につきまして、下段の枠書きに記載しておりますとおり、オンライン調査の全国拡大、報告者の特性にも配慮した記入支援等の調査方法等の見直し及び調査結果の一層の公表時期の早期化といったことが指摘されているところです。

こうした課題、指摘事項への対応状況の適否についても御審議いただきたいと考えているところです。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございました。本件は、人口・社会統計部会に付託し、詳細については、同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問、あるいは御意見はありませんか。

どうぞ。

○野呂委員 オンライン調査の拡大あるいはスマートフォンにつきましては、今ほど、松本総務大臣政務官のお話にもありましたとおり、本当にすばらしい取組できっと大変だと

思いますが、是非よろしくお願ひしたいと思っております。

その中で、今ほどの御説明の6ページの「ア」のポツの5つ目の郵送については、一定程度市町村によって制限するというところですけれども、やはり郵送で報告したいという報告者もいることも想像されますが、この辺の趣旨とどれぐらいの市町村でそういうことが起こるという御想定か、今の計画の内容を少しお教えいただけたらと思います。

○岩佐総務省統計局国勢統計課長 総務省統計局です。

こちらの郵送による調査票の回収ですが、これは22年調査から郵送による調査票の回収を導入いたしました。

前回、実施した結果で、我々も市町村などを回って意見を集約しておりますが、大半の市町村はもちろん郵送で回収したいという意向なのですが、特に町とか村とか、郵送が必要ない、調査員が回れば普通に回収できるので、郵送が入ってしまうと、逆に手間がかかるので、調査員だけで実施させてもらえないかという要望があるところが一部あります。

そういうことで、全体の数としては、かなり少ないところだとは思いますが、町村などはそういった要望を出してきているところは、オンラインと調査員だけでやり得るのではないかということで、むしろ市区町村の要望を踏まえて対応いたしました。

○西村委員長 では、本件については、人口・社会統計部会で御審議いただき、その結果について、本委員会に御報告いただくことといたします。白波瀬部会長、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議事に移ります。

今回、諮問された国勢調査の審議に参加していただくため、資料4のとおり、2名の専門委員を本日6月16日付けで任命していただきました。結果として「部会に所属すべき専門委員」については、資料5のとおりといたしますので、よろしくお願ひいたします。

次に、人口・社会統計部会に付託されている「学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更」の審議状況につきまして、白波瀬部会長より御報告をお願いいたします。

○白波瀬委員 では、よろしくお願ひいたします。

人口・社会統計部会の審議状況について御報告いたします。

資料6の「人口・社会統計部会の審議状況について（報告）」を御覧ください。

1ページから2ページまでが第1回目及び第2回目の審議結果のポイントをまとめたもの、3ページが部会の審議結果及び今後の予定です。

なお、第1回目の部会の結果概要については参考3として、また、第2回目の部会の結果概要については、現在、関係者に内容を確認中であるため、未定稿のものを席上配付資料としてお配りしております。

それでは、資料の1ページを御覧願います。

「1 部会の開催状況等」についてですが、学校基本調査の変更等に関する部会審議は、計3回を予定しております、去る5月26日に第1回目、6月9日に第2回目の部会を開催いたしました。その際の審議結果のポイントについて「2 部会における主な議論等」

において3点整理しております。

まず、1点目は「（1）修正を求める方向で審議している事項」ということで、非常勤保育士の把握にかかわるものです。今回、学校基本調査においては、平成27年4月に創設される新たな幼保連携型認定こども園、以降、便宜的に「新幼保こども園」と言わせていただけですが、その実態把握のために、学校基本調査の1つとして「学校調査票（幼保連携型認定こども園）」が新設されることとされています。このこども園票において、調査対象となる教員は、一部の者を除き、常勤教員のみとされています。

しかしながら、新幼保こども園による保育の提供に当たっては、近年の保育ニーズへの対応から、保育時間が長時間になり、常勤の保育士のみでは対応できず、非常勤保育士を雇用して対応するケースが多く発生することが予想されます。

こうしたことから、部会においても、短時間勤務の非常勤教員については、その増減や教職員内での比率が、今後、重要なデータになる等の指摘がありました。

このため、非常勤保育士の把握が可能となるよう、調査事項の修正を求める方向で審議を行っております。

次に、2点目は「（2）今後の課題として検討を求める方向で審議している事項」に関するもので、3つの事項を掲げております。

1つは、新幼保こども園の認可定員の把握にかかわるものです。

こども園票には、都道府県知事が新幼保こども園の認可に当たり、当該こども園を利用可能な園児数として認定する認可定員を把握することとされていますが、これは新幼保こども園全体の定員のみとされております。

しかしながら、新幼保こども園を利用する園児については、子ども・子育て支援法により、年齢及び保育の必要性の有無により、3種類の区分が定められており、当該区分により必要な教員数も異なってきます。こうしたことから、部会においても、政策上、保育及び教育サービスの需給関係を分析するに当たり、供給可能なサービスの枠を適切に把握することが重要である等の指摘がありました。

このため、今後、認可定員について、園児の区別の把握を検討することを求める方向で審議を行っております。

2つ目は、新幼保こども園の職員の把握に関するものです。

こども園票において、事務職員、養護職員（看護師等）、警備員など、調査対象となる職員は、常勤職員のみとされています。

しかしながら、新幼保こども園においては、人材確保上の問題から、非常勤で雇用される事務職員や、業務の性格上、必要な時期、時間に限定されているため、非常勤で雇用される看護師など、非常勤職員が雇用されるケースが多いものと考えられます。

こうしたことから、部会においても新幼保こども園の運営に当たり、事務、園児の健康管理、警備等の面で、非常勤職員も重要な役割を果たすものと考えられる等の指摘がありました。このため、今後、非常勤職員の把握を検討することを求める方向で審議を行って

おります。

3つ目は、大学学部等における年齢別入学者の把握に関するものです。

今回、学校基本調査においては、社会人学生の実態を把握するため「学校調査票（大学）学部学生内訳票」等において、年齢別入学者数を追加するものとしておりますが、年齢区分の上限は61歳以上とされています。

しかしながら、高齢化が急速に進行しており、また、政策的に生涯学習が推進されていることから、高齢の社会人学生が増加しており、その傾向は、今後、ますます強まるものと考えられます。

また、部会では、人口学上、65歳以上が老齢人口であることから、人口統計では年齢区分の上限が65歳以上とされる例が多いため、本事項の当該区分もこれに合わせるべきである等の指摘もありました。

このため、今後、高齢者の年齢区分について、60歳から64歳及び65歳以上といった形で細分化及び上限の引上げを検討することを求める方向で審議を行っております。

続いて、3点目は「（3）方向性が未定であり、3回目の部会で引き続き審議することとしている事項」に関するもので、2つの事例を挙げています。

1つ目は、新幼保こども園の休職等教員数の把握にかかるものです。こども園票において把握する休職等教員数の休職等理由区分は「職務上の負傷疾病」「結核」「その他」及び「育児休業」のみであり、また、休職等教員数も男女を合計した人数となっております。

しかしながら、近年の少子高齢化社会やワークライフバランスという考え方の進展等を踏まえると、休職等理由区分として「介護休業」を追加するとともに、休職等教員数を男女別に把握することを検討する必要があるのではないかと考えられます。

こうしたことから、部会においても、介護休業の取得状況や休職等教員数の男女別人数は、ワークライフバランスを考える上で基本的な情報であると考えられる等の指摘もありました。

このため、休職等理由区分への介護休業の追加及び休職等教員数の男女別の把握の必要性について、第3回目の部会において、引き続き検討することとしています。

2つ目は中学校卒業生の就職者の就業状況の把握にかかるものです。中学校卒業生の就職者については、当該者が年間4,500人程度と極めて少数であること等を理由に正規・非正規別の調査を行わないこととしております。

しかしながら、近年の若年者雇用の現状に鑑みると、中学校卒業生の就職者についても正規・非正規別に把握することが重要であることから、多額の費用を要しないものであれば、当該調査を実施すべきではないかと考えられます。費用というのはコストという意味です。

また、部会では、各種学校の中で、中学校のみその卒業生の就職者について、正規・非正規別の調査を行わないということは理解しがたい等の指摘もありました。

このため、中学校卒業生の就職者にかかる正規・非正規の把握の必要性については、第3回目の部会において引き続き審議することとしています。

以上が、学校基本調査の変更に係る第1回目及び第2回目の人口・社会統計部会の審議結果の概要です。

最後に、今後の予定についてですが、第3回目の部会は6月27日に開催を予定しております。

そこでは、集計事項の変更等、まだ審議していない事項あるいは継続審議となっている事項及び答申案を審議した上で、7月14日の統計委員会において、答申案の報告を予定しております。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございました。

ただいまの御報告について、御質問はありませんか。

それでは、先に進みます。

次に、サービス統計・企業統計部会に付託されている「港湾調査の変更」の審議状況につきまして、廣松部会長から御報告をお願いいたします。

○廣松委員 それでは、サービス統計・企業統計部会の審議状況について、報告いたします。

資料7を御覧ください。

まず「1 部会の開催状況等」ですが、港湾調査の変更に係る部会審議は3回を予定しており、5月29日に第1回目、6月12日に第2回目の部会を開催いたしました。

1枚おめくりいただきまして、3ページ目でございますが、部会審議の経過及び今後の予定を一覧表としてまとめております。

第1回目の部会では、港湾調査の変更のうち「報告を求める者」「調査方法」及び「前回答申における今後の課題への対応」について、第2回目の部会では、「前回に引き続き審議が必要となった事項」及び「集計事項」などについて、それぞれ審議いたしました。

その結果、港湾調査の変更の内容について、部会としておおむね適当であると判断しました。

審議事項について、一通りの審議を終えましたので、次回の部会では答申（案）について審議することとしております。

なお、1回目の部会の結果概要是参考4として配付しております。

第2回目の部会の結果概要是、6月12日に行われたものですから、まだ配付できる状態ではありません。

それでは、これまで2回の部会における審議のポイントについて報告いたします。

資料7の1ページにお戻りいただいて「2 部会における主な議論等」のところですが、2点整理しております。

まず、1点目の「(1) 調査方法の変更（オンライン調査の導入）」についてです。

本調査の調査方法について、第Ⅱ期基本計画において、オンライン調査の推進を図ることとされていることを踏まえて、従来の調査員調査に加え、セキュリティーに係る確保策を講じた上で、電子メールによるオンライン調査を新たに導入することとしております。

これにつきましては、報告者の負担軽減や利便性の向上を図ることが可能となることなどから、部会として適当であると判断いたしました。

ただし、今後、本調査におけるオンライン調査の推進・定着を図っていくため、以下の取組を行うことが必要とされております。

①といたしまして、本調査は、1枚の調査票が船舶運航事業者、港湾運送事業者など、複数の報告者からの回答を得て作成するといった特殊性を有しており、国土交通省は都道府県等の経由機関、調査員及び報告者に対して、オンライン調査に係る協力依頼とともに、周知・広報に積極的に取り組むことです。

②といたしまして、調査員が所属する港湾管理者は、本調査における船舶と報告者との間の関連情報等を長年蓄積しており、国土交通省は、これらの情報について、データベース化により管理を図り、報告者を抽出・選定して、電子メールによるオンライン報告を求めるといった一連の調査業務の定型化（ルーチン化）に積極的に取り組むことです。

次に、2点目の「(2)前回答申における今後の課題への対応」です。

関税法に基づく輸出入申告情報の活用について、その活用港湾の拡大を図るなど、行政記録情報等の一層の活用について、検討を行う必要があると、前回答申において指摘されております。

本調査の集計等に当たって、報告者の輸出入申告情報をNACCSから取得するには、事前に同意書を取得する必要がある中で前回の諮問時では、東京港など5港湾において同意書を取得している事業者数は88事業者にとどまっておりました。

今、申し上げましたNACCSに関しましては、資料7の1ページ目の最下段のところに「注」として説明を加えております。

裏面の2ページに移りまして、このため、国土交通省は、全ての港湾管理者を対象として開催している「打合せ会議」等の場を通じて、輸出入申告情報の活用の働きかけを積極的に行うとともに、輸出入申告データの活用港湾で構成されている「港湾調査電子化システム促進協議会」にも参画し、様々な対応を行った結果、同意書を取得している事業者は、88事業者から100事業者に増加しております。

このことは、輸出入申告情報の活用の促進が図られ、また報告者負担の軽減等にも寄与しているものと考えられることから、部会として課題への対応という意味では、おおむね適当であると判断いたしました。

ただし、今後、同意書を取得する事業者数の更なる増加を図る観点から、NACCSに参加する事業者から輸出入申告情報を港湾調査に使用することに同意を得る仕組みについて、NACCSに参加する事業者の全てから効率的かつ効果的に同意が得られる方法など、輸出入申告情報のより一層の活用に向けた取組を検討することが必要であるとしております。

また、港湾法に基づく入出港届情報について、その活用状況を確認しましたところ、調査対象港湾全体で約40%にとどまっているため、国土交通省は、上記の「打合せ会議」等の場を通じて、入出港届情報の活用の働きかけを行うとともに、各港湾における活用状況を詳細に把握・分析し、今後の活用の余地を検討し、更なる活用の向上を図っていくことが必要であるとしております。

今後の予定ですが、第3回目の部会は7月3日に開催し、答申（案）について審議することにしております。

また、7月14日に開催される統計委員会において、答申する予定であります
私の報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございました。

ただいまの御報告について、御質問はありませんか。

それでは、本日の議題は以上ですので、最後に、次回の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の委員会は、7月14日金曜日の14時から、本日と同様にこの会議室、中央合同庁舎第4号館全省庁共用1208特別会議室で開催することといたします。

詳細につきましては、別途御連絡申し上げます。

○西村委員長 以上をもちまして、第76回の統計委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

なお、この後、15分から基本計画部会を開催いたしたいと思います。

引き続き、御出席いただきますようお願いいたします。